

令和7年第2回八千代町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年5月12日（月曜日）午前9時30分開会

臨時議会の告示

八千代町告示第28号

令和7年第2回八千代町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年5月8日

八千代町長 野 村 勇

1. 期 日 令和7年5月12日

2. 場 所 八千代町議会議場

3. 附議事件

- (1) 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて
- (2) 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて
- (3) 6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業 太田地区 排水路護岸工事請負変更契約の締結について

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
10番	生井 和巳君	11番	大久保 武君
12番	水垣 正弘君	13番	宮本 直志君
14番	大久保敏夫君		

本日の欠席議員

8 番 大里 岳史君

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	生井 好雄君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産業建設部長	青木 譲君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり 推 進 課 長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	鈴木 和美君
財 務 課 長	中川 貴志君	公共施設整備 準 備 室 長	須澤 晃君
税 務 課 長	諏訪 敦史君	福祉介護課長	栗野 直人君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊藤 武史君	産業振興課長	為我井 正君
都市建設課長	倉持 浩幸君	上下水道課長	秋葉 通明君
会計管理者兼 会 計 課 長	鈴木 佳奈君	総 務 課 補 佐	大久保拓哉君
財 務 課 補 佐	山中 昌之君		

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補 佐	菊 佐知子
主 幹	秋葉 航		

議長（上野政男君） 公私ご多用のところご参集をくださしまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、申し上げます。本臨時会におきましては、会議に使用することを目的としたタブレット端末、ノート型パソコンの持込みを議会出席者に許可をいたしましたので、ご了承願います。

次に、去る4月1日の人事異動によりまして、部長職に1名、課長職に2名が昇格されましたので、ご紹介をいたします。

初めに、総務部副部長兼公共施設整備準備室長、須澤晃さんをご紹介をいたします。

須澤晃さん、登壇願います。

(総務部副部長兼公共施設整備準備室長 須澤 晃君登壇)

総務部副部長兼公共施設整備準備室長(須澤 晃君) ただいま議長からの許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日付の人事異動で総務部副部長兼公共施設整備準備室長を拝命いたしました須澤晃と申します。よろしくお願いいたします。

議長(上野政男君) 次に、環境対策課付課長、高谷和雄さんをご紹介をいたします。

高谷和雄さん、登壇を願います。

(環境対策課付課長 高谷和雄君登壇)

環境対策課付課長(高谷和雄君) ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

4月1日付人事異動によりまして、町民くらしの部環境対策課付課長を拝命いたしました高谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(上野政男君) 次に、産業振興課長、為我井正さんをご紹介をいたします。

為我井正さん、登壇願います。

(産業振興課長 為我井 正君登壇)

産業振興課長(為我井 正君) ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日付の人事異動で産業建設部産業振興課長を拝命いたしました為我井正と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(上野政男君) 皆さん、これからもより一層住民サービス向上のために頑張ってください。

ここで、常時出席以外の課長は退場願います。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回八千代町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

議 事 日 程 (第1号)

令和7年5月12日(月) 午前9時開議

開 会

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を
求めることについて

日程第4 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
事項の承認を求めることについて

日程第5 議案第3号 6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業 太田地区 排水路護
岸工事請負変更契約の締結について

日程第6 閉会中の継続調査の件

閉 会

諸般の報告

議長(上野政男君) 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付をいたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本臨時会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長でありますので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(上野政男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、6番、安田忠司議員、7番、増田光利議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（上野政男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

水垣議会運営委員長。

（議会運営委員長 水垣正弘君登壇）

議会運営委員長（水垣正弘君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告を申し上げます。

去る5月7日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、令和7年第2回八千代町議会臨時会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。

執行部から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。
議長（上野政男君） ただいまの議会運営委員長の報告は、令和7年第2回八千代町議会臨時会の会期を本日1日とするものであります。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定をいたしました。

日程第3 議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（上野政男君） 日程第3、議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） おはようございます。ただいま上程されました議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容をご説明申し上げます。まず、軽自動車税について、種別割の原動機付自転車の区分に、2輪のもので総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものを追加するものであります。

次に、個人住民税について、納税義務者の総所得金額から控除すべき金額に特定親族特別控除額を追加するものでございます。

次に、町たばこ税につきましては、加熱式たばこの紙巻き式たばこ換算本数を見直す課税標準の特例を規定するものであります。

専決処分の事由といたしましては、施行期日が令和7年4月1日となるため、令和7年3月31日で専決処分したものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（上野政男君） 日程第4、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容をご説明申し上げます。まず、国民健康保険税の基礎課税限度額を「65万円」から「66万円」、後期高齢者支援金等課税限度額を「24万円」から「26万円」に引き上げるものであります。

次に、低所得者に対し被保険者均等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を「54万5,000円」から「56万円」に引き上げるものであります。

専決処分の事由といたしましては、施行期日が令和7年4月1日となるため、令和7年3月31日で専決処分したものでございます。

以上、提案理由をご説明させていただきましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたします、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） この軽減措置に係る所得基準の改正についてなのですけども、どのぐらいの世帯に対してどの程度の負担軽減になるのか教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 国民健康保険事業につきましてご説明申し上げます。

これは、あくまでも国民健康保険事業については、被保険者が日々異動、それぞれの方の算定条件が常に変化していることから、明確な数字が出るのが非常に難しい状況にございます。ここでは直近の概算について申し上げます。

均等割のほうのお話になるかと思いますが、変動につきましては、新たに約30名程度の影響が予想されます。額にして、これ総枠になりますが、54万1,240円、あくまでも平成7年2月20日現在の数字となりますが、以上報告とさせていただきます。

議長（上野政男君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、専決処分ではあるのですが、反対の立場で討論いたします。

今年度から国民健康保険料の上限額が106万円から109万円に引き上げられました。厚労省は高齢化や被保険者の所得が伸びない現状の下で、中間所得層の負担を和らげるためには上限額の引上げが必要ということを理由に挙げておりますが、その軽減措置の基準改正も今の物価高騰を鑑みると本当にスズメの涙です。そもそも国庫負担の引下げで国の責任を後退させて被保険者同士の支え合いへと変質させてしまった制度そのものに問題があります。公費を1兆円投入すれば協会けんぽ並みに保険料を引き下げること

可能です。ところが、国は大型開発などには惜しみなく税金を投入する一方で、社会保障に対しては財源がないと言います。しかし、例えば株の課税を欧米並みに引き上げるだけで1.2兆円の財源を生み出すことができるのです。

被保険者への負担増を押しつけるのではなく、国の国庫負担を大幅に引き上げるべきと申し上げまして、反対討論といたします。

議長（上野政男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は電子採決により行います。

議案第2号 八千代国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表 決）

議長（上野政男君） 押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これをもって採決を確定します。賛成多数です。

よって、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業 太田地区 排水路護岸工事請負変更契約の締結について

議長（上野政男君） 日程第5、議案第3号 6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業 太田地区 排水路護岸工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第3号 6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業 太田地区 排水路護岸工事請負変更契約の締結についての提案理由をご説明申し上げます。

本工事につきましては、令和6年10月31日の第2回八千代町議会臨時会におきまして契約締結の議決をいただき、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し実施しているところであります。また、令和7年3月5日の第1回八千代町議会定例会におきまして、第1回変更契約締結の議決をいただいております。

今回の第2回変更に至った要因といたしましては、排水路護岸工として、排水路の両側に鋼矢板を打ち込む工事を実施しておりますが、一部の水路において、事前の調査により地盤が固いため、打ち込みが困難な状況となりました。そのため、現在の油圧圧入方式からウオータージェット併用油圧圧入方式へと工法を変更して実施することによりまして、税込み460万9,000円の増額となるものであります。

また、工期につきましても、令和7年7月11日までとしておりましたが、令和7年8月31日に延長するものでございます。この水路につきましては、水田はもとより、宅地や道路の排水も流入するため、排水機能が損失した場合、地域の農業生産者の皆様への被害に加え、周辺住民の皆様へも被害が発生することが考えられ、早急な復旧を目的に現在進めているものです。

本案につきましては、工事請負における金額の変更契約締結をいたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたします、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　討論なしと認めます。

これから議案第3号　6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業　太田地区　排水路護岸工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 6. 農業水路等長寿命化・防災減災事業 太田地区 排水路護岸工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続調査の件

議長(上野政男君) 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

委員長の報告どおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長(上野政男君) 以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第2回八千代町議会臨時会を閉会といたします。

(午前 9時55分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 上 野 政 男

署 名 議 員 安 田 忠 司

署 名 議 員 増 田 光 利